

検 事 長 殿
検 事 正 殿

次長検事 笠間 治雄

取調べに関する不満等の把握とこれに対する対応について（依命通達）

適切な検察権の行使のためには、基本に忠実で適正な捜査・公判の徹底を図ることが重要ですが、特に取調べについては、その適正に疑念を持たれることがないようにする必要があります。検察官又は検察事務官による被疑者の取調べに関して、弁護士等や被疑者から申入れや不満等の陳述がなされた場合において、当該事件の決裁官がその申入れ等を早期かつ的確に把握し、これに対して適切な対応をすることは、捜査を遂げるために必要であるとともに、取調べの適正を一層確保することに資すると考えられます。

そこで、今般、下記のとおり、弁護士等から被疑者の取調べに関して申入れがなされたとき及び被疑者から取調べに関する不満等の陳述がなされたときに、当該事件の決裁官がこれを把握し、速やかに所要の調査を行って必要な措置を講じるとともに、申入れ等の内容等を記録することとし、本年9月1日から実施することとしましたので、下記事項に留意の上、適正に実施されるよう願います。

記

第1 取調べに関する不満等の早期かつ的確な把握とこれに対する適切な対応

1 取調べに関する不満等の決裁官による把握

(1) 被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹又は弁護士（以下「弁護士等」という。）から検察官又は検察事務官（以下「検察官等」という。）による被疑者の取調べに関して申入れがなされたときは、その申入れを受けた検察官等は、速やかに、取調べ関係申入れ等対応票（別紙様式）を作成して申入れの内容等を記録した上、当該事件の決裁官に対し、これを提出して申入れの内容等を報告するものとする。

(2) 被疑者から検察官等による取調べに関する不満等の陳述がなされたときも、上記(1)と同様とする。

2 決裁官の対応

- (1) 上記1 (1)の申入れ又は1 (2)の不満等の陳述（以下「申入れ等」という。）を把握した当該事件の決裁官は、速やかに、所要の調査を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 上記(1)の調査結果及び講じた措置については、捜査・公判遂行に与える影響等を考慮しつつ、申入れ等を行った弁護士等又は被疑者に対し、適時に、可能な範囲において説明を行うものとする。

3 調査結果等の記録

上記2 (1)の調査を行い、必要な措置を講じた当該事件の決裁官は、上記1により提出を受けた取調べ関係申入れ等対応票に、その調査結果、講じた措置等を記録するとともに、その上位の決裁官にこれを報告するものとする。

第2 留意事項

1 取調べに関する不満等の決裁官による把握

- (1) 申入れ等の方法は、口頭又は書面のいずれの方法によるかを問わないが、口頭による申入れ等がなされたときは、申入れ等の内容等を明確にするため、弁護士等又は被疑者に対し、申入れ等の内容等を記載した書面の提出を求めるのが適当である。

申入れ等は、当該取調べを担当した検察官等、当該事件の主任検察官又はその他の検察官等（決裁官を含む。）のいずれに対してなされたかを問わない。

当該事件の決裁官の上位の決裁官が申入れ等を受けたときは、当該事件の決裁官に対し、申入れ等の内容等を適宜の方法で通知するものとする。この場合においては、当該事件の決裁官が取調べ関係申入れ等対応票を作成して申入れ等の内容等を記録する。

また、検察官等が、司法警察職員から、検察官等による被疑者の取調べに関して弁護士等又は被疑者から申入れ等がなされた旨の連絡を受けたときは、当該連絡を受けた検察官等が取調べ関係申入れ等対応票を作成して申入れ等の内容等を記録した上、当該事件の決裁官に対し、これを提出して申入れ等の内容等を報告する。

なお、検察官等が、司法警察職員による被疑者の取調べに関して、弁護士等から申入れを受けたとき、又は、被疑者から不満等の陳述を受けたときは、速やかに、当該事件の主任検察官にその旨を連絡し、当該連絡を受けた主任検察官において、検察官等による被疑者の取調べに関する申入れ等がなされた場合に準じて、取調べ関係申入れ等対応票を作成して申入れ又は不満等の内容等を記録し、当該事件の決裁官にこれを報告するとともに、当該事件の捜査主任官である司法警察職員に申入れ又は不満等の内容等を連絡し、必要な措置を講ずるものとする。

- (2) 上記第1の1及び2の決裁官とは、地方検察庁のうち、部制庁においては、当該事件の捜査又は公判を所管する部（当該申入れ等に係る取調べを担当した検察官等の所属する部）の部長（副部長が置かれている場合には、担当副部長）とし、非部制庁においては、次席検事とする。区検察庁においては、上席検察官又は検事正が指定した者とする。
- (3) 取調べ当時に当該被疑者の身柄が拘束されているかどうかにかかわらず、上記第1を実施する。
- (4) 起訴後に、被告人又はその弁護人等から、起訴前の取調べに関して申入れ又は不満等の陳述がなされたときは、必要かつ可能な範囲において、起訴前になされる申入れ等に準じて取り扱う。

2 決裁官の対応

- (1) 申入れ等を把握した当該事件の決裁官は、捜査の一環として、その統括の下に所要の調査を行い、必要に応じて、検察官等に対する指揮指導等の措置を講ずる。
- (2) 上記(1)の当該事件の決裁官は、他の検察官等に、弁護人等又は被疑者に対する上記(1)の調査結果及び講じた措置の説明を行わせることができる。

3 取調べ関係申入れ等対応票の作成等

(1) 申入れ・陳述の概要欄について

ア 被疑者（被告人）欄については、申入れ等に係る取調べを受けた被疑者（起訴後に申入れ等がなされたときは、被告人）の氏名を記載する。

イ 申入れ・陳述年月日欄については、申入れ等を受けた年月日を記載する。検察官等の取調べに関する申入れ等が司法警察職員に対してなされ、検察官等が司法警察職員からその申入れ等がなされた旨の連絡を受けたときは、司法警察職員が申入れ等を受けた年月日を記載する。

ウ 申入れ・陳述者欄については、当該申入れ等をした者の□部分にレ点を記載する。弁護人等から申入れがなされたときは、弁護人等の氏名も記載する。被疑者及び弁護人以外の者から申入れがなされたときは、被疑者との関係も記載する。

エ 申入れ・陳述方法欄については、当該申入れ等の方法の□部分にレ点を記載する。

書面により申入れ等がなされたときは、書面の□部分にレ点を記載する。口頭により申入れ等がなされたときは、面談・取調べ時か、電話によるかの区別に従い、□部分にレ点を記載する。口頭により申入れ等がなされた場合において申入れ等の内容等が記載された書面が提出されたときは、口頭の□部分と書面の□部分の両方にレ点を記載する。

オ 申入れ・陳述を受けた者欄については、申入れ等を第一次的に受けた者（単に書類の授受等の受付業務を担当する者を除く。）の□部分にレ点を

記載するとともに、その者の官職及び氏名を記載する。

カ 申入れ・陳述内容欄については、罪名部分に、当該事件の罪名を記載する。

取調官部分に、当該取調べを担当した検察官等の官職及び氏名を記載する。

具体的内容部分に、申入れ等の内容を具体的に記載する。申入れ等の内容等が記載された書面が提出された場合は、その書面を添付すれば足りる。

キ 申入れ等を受けた検察官等は、上記アないしカのとおり各欄に記載した上、作成年月日欄にこれらの記載をした年月日を、作成者官職氏名印欄にその官職及び氏名をそれぞれ記載し、押印する。

ク 当該事件の決裁官は、取調べ関係申入れ等対応票の提出を受けたとき、又は自らこれを作成したときは、決裁官印欄に押印する。

(2) 調査・措置等の経過及び結果欄について

ア 申入れ等の報告を受けて調査等を行った当該事件の決裁官は、調査のてん末、結果及び講じた措置等を記載した上、作成年月日欄にこれらの記載をした年月日を、調査等担当決裁官官職氏名印欄にその官職及び氏名をそれぞれ記載し、押印する。

イ 上記アの決裁官は、当該事件の決裁区分に従って、順次、その上位の決裁官に対し、上記アのとおり作成した取調べ関係申入れ等対応票により申入れ等の概要、調査のてん末、結果及び講じた措置等を報告し、報告を受けた上位の決裁官において、上位決裁官印欄に押印する。

(3) 検察官等が、司法警察職員による被疑者の取調べに関して、弁護士等から申入れを受けたとき、又は、被疑者から不満等の陳述を受けたときは、主任検察官において、上記(1)のとおり申入れ・陳述の概要欄に所定事項を記載し、当該事件の決裁官から決裁官印欄に押印を受けた上、調査・措置等の経過及び結果欄に、申入れ又は不満等の内容等を当該事件の捜査主任官である司法警察職員に連絡したこと及び講じた措置を記載する。

(4) 上記(1)ないし(3)のとおり作成した取調べ関係申入れ等対応票は、事件記録に編てつする。

